

豊富町まちづくり協議会開催要領

第1 趣旨

町の都市再生整備計画に基づく事業について、住民、関係団体、専門家、行政などの多様な主体が参画し、協働により計画の具体化を図るとともに、まちづくりに対する関心や参加意欲を高め、まちづくり活動を推進するため「豊富町まちづくり協議会」（以下「協議会」という）を開催する。

第2 構成

- (1) 協議会は別紙の委員をもって構成する。
なお、協議会の下に、原案策定を担う作業部会を設置する。
- (2) 委員の任期は2年間とする。ただし、再任を妨げない。

第3 座長

- (1) 協議会に座長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- (2) 座長は会務を総理する。
- (3) 座長に事故がある場合には、あらかじめ座長が指名する者がその職務を代理する。

第4 議事

- (1) 協議会の会議は、座長が招集する。
- (2) 座長は、必要があると認めるときは、学識経験者等に協議会への出席を求めその意見を聞くことができる。

第5 その他

- (1) 協議会の庶務は、建設課土木係において処理する。
- (2) この要領に定めるもののほか、協議会の運営その他協議会に関し必要な事項は座長が定める。

附則

- 1 この要領は、平成22年 6月14日から施行する。